

第4回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和7年4月15日（火）

場 所 市役所4階 403集会室

議事日程

議案第1号 非農地証明願出書について

（申請件数 1件）

議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

（申請件数 1件）

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について

（申請件数 1件）

議案第4号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

（申請件数 8件）

議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について

（申請件数 1件）

報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について

（申請件数 4件）

報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について

（申請件数 4件）

応召委員（13名）

1 番 荻野 光徳

2 番 乙幡 昇治

3 番 峰岸 豊

4 番 山田 伸一

5 番 比留間 望

6 番 宮崎 義憲

7 番 比留間孝明

8 番 大口 貴司

9 番 高橋 文雄

10 番 内野 一彦

11 番 中村眞由美

12 番 川口 広敏

13 番 加藤 武

職務のために出席
した者（事務局）

事務局次長 井上 ひとえ
事務局書記 辻 陸人

午後4時開会

議長
(加藤 武君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第4回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は全員でございます。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

異議なしと認め、4番山田伸一委員と10番内野一彦委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「非農地証明願出書について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

議案第1号「非農地証明願について」ですが、1件の証明願がありました。

農地法第2条第1項に規定される農地又は採草放牧地に当たらないことを証明するものであります。

手続きの流れとしましては、本日現地確認した結果を東京都に報告し、東京都が証明をするものになります。

農業委員会としては、農地法の運用について基づき、非農地であるかを確認するもので、申請地は添付資料のとおり平成3年から駐車場及び資材置き場として30年以上使用しており、農地への復元は難しく、他の農地には影響はないかと思われますので、非農地の証明はやむをえないのではないかと考えております。また、申請地は市街化調整区域の第2種農地になります。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。

それでは宮崎部会長、よろしく願いいたします。

6 番
(宮崎 義憲君)

本日、午後 12 時 30 分から土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。
議案第 1 号「非農地証明願出書について」1 件あります。
申請番号 1 番の申請地でございますが、現地は、証明願のとおり、駐車場、及び資材置き場になっておりました。農地への復元は難しく、他の農地には、影響がないかと思われますので、非農地証明は、やむ負えないと思われます。
以上のことから、議案第 1 号につきましては、非農地である旨東京都に報告してよろしいのではないかと思います。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。
はい、大口委員。

8 番
(大口 貴司君)

申請番号 1 番の申請地につきまして、いずれも現地を確認しており問題ありません。
申請者につきましては、申請の通り、駐車場、及び資材置き場になっておりました。農地への復旧は難しいと思われます。よろしく願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか

委員

なし

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第 1 号「非農地証明願出書について」は、東京都に非農地である証明願出書の報告をしたいと思います。
御異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第 1 号につきましては、証明願出書の発行をすることといたします。
次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、1 件あります。

事務局
(井上ひとえ君)

事務局より説明いたします。

議案第2号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について1件の申請がございました。

譲渡人、譲受人及び土地の所在地、地積については記載のとおりで地目は畑で、権利の種類は所有権移転でございます。

譲受人は、本人含め家族2人で農業経営をしている方で、すでに隣地で耕作しており、今回の許可申請については、規模拡大によるもので、現在の耕作状況から許可しても問題はないものと考えております。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。

それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

6番
(宮崎 義憲君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①ニンニク、ネギ、ソラマメ、②作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

また、譲受人については、現在、申請地に隣接している農地で農業をおこなっており、農機具も複数所持されており、加藤会長からもヒアリングの結果、特に問題ないとのこと。

以上のことから、議案第2号につきましては、承認してよろしいのではないかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、大口委員。

8番
(大口 貴司君)

申請番号1番の申請地につきまして、現地を確認しております。申請者が所有している申請地の隣地については肥

議長
(加藤 武君)

培管理がされており、農業経営を続けられている状態でした。

また、ご本人との面談の際にも、耕作日数の増加や、収穫品を農協へ卸すことに対しても、快く、努めますと言っていました。

特に問題ありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

御意見等ないようですので、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、承認をしたいと思います。

御異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、承認することといたします。

次に、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、1件の申請がございました。

申請番号1番の相続人及び被相続人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりでございます。地目は畑になります。

理由は、令和6年11月29日 申請人の弟の死亡による相続であります。

なお、本申請に際しまして大口委員による相続納税猶予制度に関する調査報告書が添付され、相続人が適格者であり、また、特例適用農地の要件が具備されている旨の報告がなされております。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。

6 番
(宮崎 義憲君)

それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、竹、ネギ、ラディッシュ、ジャガイモが栽培されておりました。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

以上のことから、議案第3号につきましては、承認してよろしいのではないかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい大口委員。

8 番
(大口 貴司君)

申請番号1番の申請地でございますが、現地は適正に管理されており問題はないようでした。

現状、市場への出荷をされており、この先も増やしていきたいとのことでした。

よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にはございませんか。

御意見等ないようですので、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」は、承認をしたいと思います。

御異議ございませんか

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第3号につきましては、承認をすることといたします。

次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、8件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

議案第4号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を

行っている旨の証明願について」、8件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成9年7月24日に相続し、前回調査は、令和4年4月15日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成27年7月24日に相続し、前回調査は、令和4年4月15日になります。

申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、令和3年8月15日に相続し、今回が初めての証明願で、申告書提出日は令和4年1月27日になります。

申請番号4番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成18年8月2日に相続し、前回調査は、令和4年4月15日になります。

申請番号5番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成15年8月21日に相続し、前回調査は、令和4年5月16日になります。

申請番号6番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成15年8月4日に相続し、前回調査は、令和4年4月15日になります。

申請番号7番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成27年3月18日に相続し、前回調査は、令和3年11月15日になります。

申請番号8番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成27年8月26日に相続し、前回調査は、令和4年5月16日になります。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。
それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

6番
(宮崎 義憲君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第4号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」8件あります。

申請番号1番の農地でございますが、ネギが栽培されており、一部準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号2番の農地でございますが、①③④作付け準備中、②ホウレンソウが栽培されておりました。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号3番の農地でございますが、①②③作付け準備中、④ブロッコリー、キャベツ、ニンジン、ジャガイモ、⑤タマネギ、ネギ、サトイモが栽培されておりました。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号4番の農地でございますが、①スナップエンドウ、トマト、②タマネギ、ダイコン、ジャガイモが栽培されておりました。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号5番の農地でございますが、①ブルーベリー、②ブルーベリー、タマネギ、③④⑤⑥⑦⑧お茶の木が栽培されておりました。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号6番の農地でございますが、①②④⑤作付け準備中、③ショウブ、⑥作付け準備中、一部ハスが栽培されておりました。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号7番の農地でございますが、①②共に作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号8番の農地でございますが、①カキ、②④⑤作付け

議長
(加藤 武君)

準備中、③ブロッコリー、ジャガイモ、タマネギが栽培されておりました。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

以上のことから、議案第4号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

では、私から、報告いたします。

申請番号1番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

他にございますか。

はい、川口委員。

12番
(川口 広敏君)

申請番号2番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

はい、宮崎委員。

6番
(宮崎 義憲君)

申請番号3番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

はい、山田委員。

4番
(山田 伸一君)

申請番号4番と7番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

はい、比留間孝明委員。

8 番
(比留間孝明君)

申請番号5番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。
はい、高橋委員。

9 番
(高橋 文雄君)

申請番号6番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。
はい、比留間望委員。

5 番
(比留間 望君)

申請番号8番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。
御意見等ないようですので、議案第4号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。
御異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第4号につきましては、証明書の発行をすることといたします。
次に、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」、1件あります。
事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。
議案第5号、農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について、東京都農地中間管理機構である一般社団法人東京都農業会議から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定に基づき、農用地利用集

議長
(加藤 武君)

積計画策定の協力依頼が1件ございました。

ご案内のとおり、農地中間管理事業につきましては、農地中間管理機構が申出のあった農地について借り受け、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定を行い、農業者に農地を貸し付け、農地の有効利用を図るものでございます。

申請番号1番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和7年6月1日から令和12年5月31日までの5年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

なお、利用権の設定を受ける者については、八王子市の新規認定農業者でございます。

以上でございます。

6番
(宮崎 義憲君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。

それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号1番の申請人については、八王子市の、認定新規就農者として農業経営を行っている方で、問題はないかと思われます。

以上のことから、議案第5号につきましては、承認してよろしいかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

	それでは、私から、報告いたします。 申請番号 1 番の農地でございますが、現地を確認しております。 肥培管理がされており、貸借しても、特に問題ないと思われまますので、よろしくお願いします。 他にございませんか。 御意見等ないようですので、議案第 5 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」につきましては、承認をしたいと思います。 御異議ございませんか。
委 員	異議なし
議 長 (加藤 武君)	ありがとうございます。それでは議案第 5 号につきましては、承認をすることといたします。 次に、報告第 1 号「農地法第 4 条の規定に係る会長専決処理について」、4 件あります。 事務局より説明いたさせます。
事 務 局 (井上ひとえ君)	それでは、御説明いたします。 報告第 1 号「農地法第 4 条の規定に係る会長専決処理について」、4 件ございます。 本件は、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届け出でございます。 申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、1 番が共同住宅で、2 番、4 番が住宅用地で、3 番が駐車場でございます。 以上でございます。
議 長 (加藤 武君)	ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。 はい、大口委員。
8 番 (大口 貴司君)	申請番号 1 番と 2 番の農地でございますが、現地を確認しております。いずれも転用のための準備が進められており、特に問題はありませんでしたので、よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

ます。

他にございませんか。

はい、山田委員

4番
(山田 伸一君)

申請番号3番の農地でございますが、現地を確認しております。特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

はい、比留間孝明委員

7番
(比留間孝明君)

申請番号4番につきまして、現地を確認しております。現地は、すでに更地になっておりました。特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

次に、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、4件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、4件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、申請番号1番、2番が資材置場、申請番号3番が住宅用地、申請番号4番が分譲地でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

では、私から報告いたします。

3 番
(峰岸 豊君)

議 長
(加藤 武君)

申請番号 1 番、2 番、3 番の農地でございますが、現地を確認しております。

特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

他にございますか。

はい、峰岸委員

申請番号 4 番の申請地につきまして、現地を確認しております。

特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

御意見等ないようですので、報告第 2 号「農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第 4 回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後 4 時 2 8 分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和 7 年 4 月 1 5 日

会 長

⑩

署名委員

⑩

署名委員

⑩